事務所だより

令和３年５月号

安藤社会保険労務士法人
Ando Labor and Social Security Attorney Corporation

こんにちは。緑が鮮やかな新緑の季節になりましたね。こんなとても気持ちの良い気候ですが、緊急事態宣言とは。ワクチン接種が進んで元の生活に戻れることを祈るばかりです。さて今回ご紹介するテレワークガイドラインで意識したいことは、以前からある「労働時間の適正把握ガイドライン」が踏襲されているという点です。テレワーク状況下においても自己申告による労働時間が実際の労働時間と合致しているかについて、パソコンの使用状況など客観的な事実と、自己申告された始業、終業時刻との間に著しい乖離がある場合は、労働時間の補正をするという点です。それでは今月もどうぞよろしくお願い致します。　　安藤

【Contents】

○テレワークに関するガイドラインの改定

○コロナ禍の熱中症予防対策

○事務所スタッフより

1.労務管理　テレワークに関するガイドラインの改定

新型コロナウイルス感染症対策として、昨年より急速にテレワークが普及していますが、様々な課題も浮かび上がっています。そのような中、厚生労働省はテレワークに関する指針として、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の改訂版を公表しました。テレワークは、ウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応した働き方であると同時に、働く時間や場所を柔軟に設定できる働き方であることから、働き方改革の推進の観点からも、その導入・定着を図ることが重要とされています。

ここでは、公表されたガイドラインで示された労務管理上の注意点など主だったものについて概説してまいります。

１．人事評価

①	時間外にメールに対応しなかったことを理由として不利益な評価とすることは適切とはいえない。
②	テレワークとオフィス勤務の評価基準を区別する際には、誰もがテレワークを行えるように工夫することが望ましい。
③	テレワークよりも、オフィスに出勤している労働者を高く評価する要素とすることは、労働者がテレワークを行おうとすることの妨げになるものであり、適切とはいえない。

テレワークは、非対面の働き方であるため、労働者個々人の業務遂行状況や、成果を生み出す過程で発揮される能力を把握しにくいことが、評価の実施課題として挙げられています。

自社のテレワークに適した評価制度の確立も大事ですが、目に見える成果や出社の有無といった外形的な尺度に偏ることのないように留意することが必要です。必要に応じて考課者への研修、被考課者へのフォローアップを行うと良いでしょう。

２．費用負担の取扱い

①	テレワークを行うことによって労働者に過度の負担が生じることは望ましくない。
②	個々の企業ごとの業務内容、物品の貸与状況などにより、費用負担の取扱いは様々であるため、労使のどちらがどのように負担するかなどについてはあらかじめ労使で十分に話し合い、企業ごとの状況に応じたルールを定め、就業規則などに規定しておくことが望ましい。

テレワークを継続的に実施するに当たっては、テレワークを行いやすい情報通信技術の整備が必要となります。以前と比べて多様なツールやサービスが提供されていますので、テレワークを経験している労働者の意見を聴きながら、必要性の有無について検討するのが望ましいでしょう。

３．労働災害の補償

①	労働契約に基づいて事業主の支配下にあることによって生じたテレワークにおける災害は、業務上の災害として労災保険給付の対象となる。
②	使用者は、情報通信機器の使用状況などの客観的な記録や労働者から申告された時間の記録を適切に保存するとともに、労働者が負傷した場合の災害発生状況などについて、使用者や医療機関などが正確に把握できるよう、当該状況を可能な限り記録しておくことを労働者に対して周知することが望ましい。

テレワーク従事者の場合は、業務との関連性などを証明しづらいため、労災認定を受けることが難しいケースが多いと考えられます。事故当時の状況をできる限り具体的に記録しておくよう、労働者に周知する必要があります。

4. さいごに

今回公表されたガイドラインに示してある内容を守らないことに対して直接の罰則はありません。しかし、結果的に法令に抵触してしまう場合もあり得ますので、専門家の意見も聞きながら、テレワークに適した環境の整備を進めていくと良いでしょう。

2. 安全衛生　コロナ禍の熱中症予防対策

職場における熱中症により、毎年約 20 人が亡くなり、約 1000 人が 4 日以上仕事を休んでいます。厚生労働省は例年、職場の熱中症予防対策を徹底するため、「ＳＴＯＰ！熱中症　クールワークキャンペーン（以下、同キャンペーン）」を実施していますが、今年も 5～9 月に同キャンペーンが実施されます。

1．昨年の発症状況（2021年1月15日時点速報値）

2020年の速報値では、死亡を含む休業4日以上の死傷者数は919人、内死亡者数は19人となっています。

記録的な猛暑となった2018年と比べ、死傷者数、死亡者数とも減少となったものの、死傷者数については、2019年を上回る結果となっています。

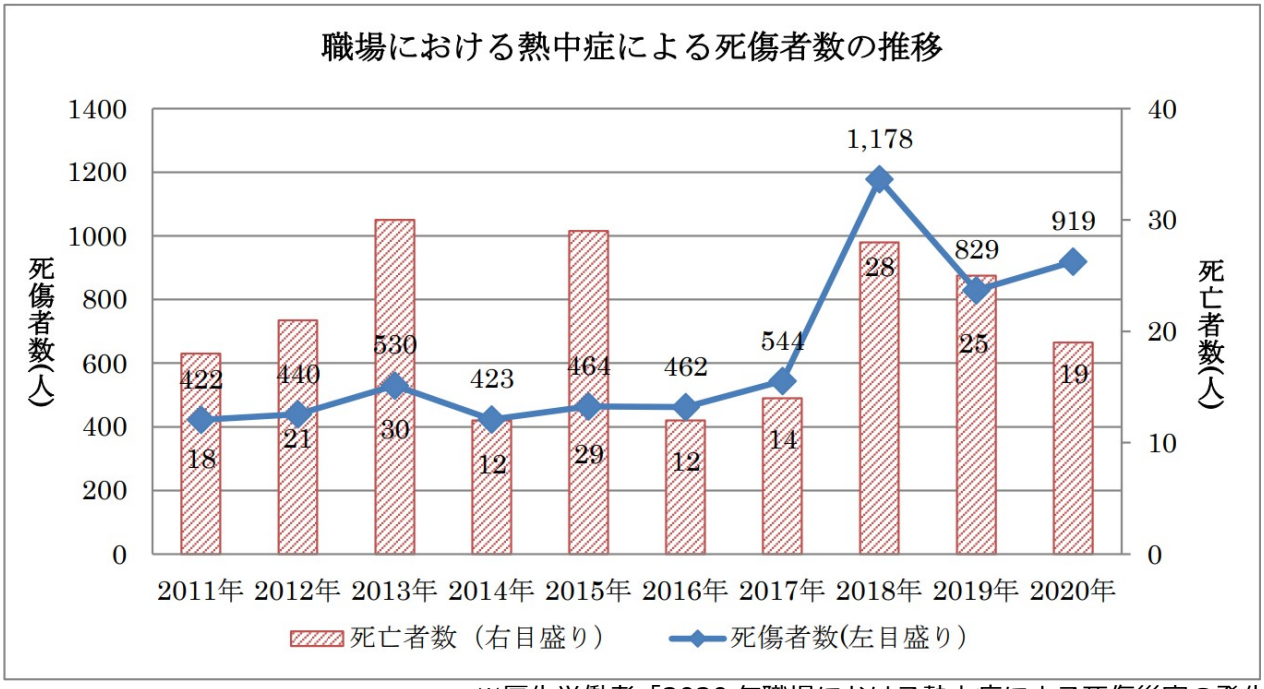

※厚生労働者「2020 年職場における熱中症による死傷災害の発生状況」

2．労働安全衛生法の規定

労働安全衛生法第22条では、事業者は高温による健康障害を防止するため必要な措置を取らなければならないとされており、その規則として「事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えなければならない」と定めています。

次に示すように、実際に同条違反により、送検された例もあります。

事例：神奈川県の建設事業者

平成30年7月、同社労働者2名が個人住宅のベランダ改修工事で防水処理作業をしていたところ、うち1人が熱中症になり、病院に救急搬送されたものの2日後に死亡する労働災害が発生しました。当日の最高気温は、35.8度でした。

会社は多量の発汗を伴う作業場にもかかわらず、「各自で用意する」と安易に考え、塩と飲料水を備え付けていなかったとして、横浜地検に書類送検されました。

３．コロナ禍における熱中症予防行動のポイント

外出自粛の影響で、汗をかいていない、運動をしていない傾向にあると、暑熱馴化（身体の機能が暑さに慣れて、汗をかいて体温を下げる等の対処ができること）ができておらず、筋肉量が減っている可能性があります。筋肉は体に水分をためる最も大きな臓器のため、筋肉量が少ないということは、保持できる水分量が少ないということ、すなわち、脱水になりやすい状態であるといえます。そのような状態の下では、より意識的な熱中症の予防行動が必要です。

マスクの着用は、心拍数や呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、身体に負担がかかることがあります。したがって、高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるため、マスクを着用する場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくても、こまめに水分補給（１日1.2リットルを目安に）をするように心がけましょう。

また、屋外で人と十分な距離（少なくとも２m以上）が確保できる場合にはマスクをはずす、周囲の方との距離を十分にとれる場所でマスクを一時的にはずして休憩することも必要です。

４．さいごに

熱中症の予防を目的として、1954年にアメリカで提案された暑さ指数「ＷＢＧＴ」というものがあります。ＷＢＧＴ指数は労働環境や運動環境の指針として国際的に規格化されており、厚生労働省は今回の同キャンペーンで「ＷＢＧＴ値の実測とその結果を踏まえた対策の実施」を重点的に呼びかける方針としています。

特設サイト「～学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！～　職場における熱中症予防情報」にＷＢＧＴ指数の解説や、職場における熱中症についての解説が掲載されていますので、参考の上、十分な感染症対策とあわせて熱中症予防対策に取り組んでいただければと思います。

Q＆A

記事の中でちょっと気になる豆知識をご案内。今回は、２ページ目の「コロナ禍の熱中症予防対策」に関連する豆知識をお伝えします。

Q.　「ＷＢＧＴ」とはどのような指数なのですか？

A.　人体と外気との熱のやりとり（熱収支）に着目し、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射(ふくしゃ)など周辺の熱環境、③気温の３つを取り入れた指標です。単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示され、通常は機器を使って測定します。簡易的には、①③の要素をもとにした左の表で導き出したＷＢＧＴ値が、右の表のＷＢＧＴ基準値を上回らないようにすると考えると参考になるでしょう。

■ＷＢＧＴ値と気温、相対湿度との関係

相対湿度（%）

気温(℃)(乾球温度)	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
40	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
39	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42	43
38	28	28	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41	42
37	27	28	29	29	30	31	32	33	34	35	35	36	37	38	39	40	41
36	26	27	28	29	29	30	31	32	33	34	34	35	36	37	38	39	39
35	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	38	38
34	25	25	26	27	28	29	29	30	31	32	33	33	34	35	36	37	37
33	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	32	32	33	34	35	35	36
32	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	31	31	32	33	34	34	35
31	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	30	30	31	32	33	33	34
30	21	22	23	24	24	25	26	27	27	28	29	29	30	31	32	32	33
29	21	21	22	23	24	24	25	26	26	27	28	29	29	30	31	31	32
28	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	28	28	29	30	30	31
27	19	20	21	21	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28	29	29	30
26	18	19	20	20	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27	28	28	29
25	18	18	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26	27	27	28
24	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25	26	26	27
23	16	17	17	18	19	19	20	20	21	22	22	23	23	24	25	25	26
22	15	16	17	17	18	18	19	19	20	21	21	22	22	23	24	24	25
21	15	15	16	16	17	17	18	19	19	20	20	21	21	22	23	23	24

WBGT値	注　意	警　戒	厳重警戒	危　険
	25℃未満	25℃～28℃	28℃～31℃	31℃以上

（ここで、28℃～31℃は、28℃以上31℃未満の意味）

■身体作業強度等に応じたＷＢＧＴ基準値

区分／身体作業強度（代謝率レベル）の例	ＷＢＧＴ基準値	
	熱に順化している人	熱に順化していない人
安静	33℃	32℃
低代謝率：楽な座位・軽い手作業　など	30℃	29℃
中程度代謝率：継続した頭と腕の作業・腕と脚の作業　など	28℃	26℃
高代謝率：強度の腕と胴体の作業・重い材料を運ぶ・草刈り　など	25/26℃	22/23℃
極高代謝率：最大速度の速さでとても激しい活動など	23/25℃	18/20℃

※熱に順化していない人
　＝「作業する前週に毎日熱にばく露されていなかった人」
※表内「/」で区切られている数値は、左側「気流を感じないとき」右側は「気流を感じるとき」の値となります

✿事務所スタッフより✿

今年のゴールデンウイークは、昨年に引き続き、家でどう過ごそうかとお考えの方も多いことと思いますが、私はこの時期にやり残した大掃除をしようかと考えています。水道水も冷たくないし、おうち時間で運動不足となった身体も解消出来ますよね！？　　しっかりやれば、筋肉痛になるかも・・・。

5月3日はゴミの日、5月30日は、ゴミゼロの日だそうです。この際、思い切って断捨離決行。

日中は掃除、夜は溜まった録画映画の鑑賞と、洋服、雑貨類はフリマアプリで売却処分　！！！

ただ、掃除の便利グッズを扱っているホームセンターは、コロナ禍で売り上げを伸ばしているとかで、買い物に足を運ぶと密になりそうだし、通販でも余計な**モノ**まで買ってしまいそうだし・・・。

結局、大とはいかず、プチになるような予感がしています。　　(倉林)

先日、ついついソファで変な体勢で眠ってしまい、首が全く動かなくなってしまいました。万年肩こり持ちなので、当初は首にもきたかぁ…とのんびり構えていたのですが、あっという間に「動かすと痛い」から、「動かさなくても痛い」になり、最終的に「動かないし痛い」になりました。

立っていても座っていても、何をしていても痛い。寝転べば少し楽だからとベッドに寝転んでみても、起き上がる時がこれまた痛い。片手で頭を支え、もう片方の手で首を押さえ、肘で体を支えてあらん限りの力を腹筋に込めて体を起こし、痛い辛いと呻きながら10分程時間をかけてようやく起き上がれます。少しだけ楽になろうと寝転ぶ度に、毎回その「少しだけ」が帳消しになる痛みを味わうセルフ地獄でした。

その後、きちんと病院にお世話になり、3週間ほどでようやく元通りの生活ができる首を取り戻すことができました。

もうあの痛みは味わいたくないので、今後は絶対にソファでは寝ない、次寝たらソファ捨てる！と自分で自分に圧力を掛けているのですが、数分のうたた寝はカウントしない、と早くもルールが緩くなっているので、我が家からソファがなくなるのも時間の問題です。(山上)

104-0033
東京都中央区新川1-10-10
とらい館3階
安藤社会保険労務士法人
TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321
URL　http://www.ando-sr.jp/
e-mail　ando@ando-sr.jp